

# 日本アプライド・セラピューティクス学会定款施行細則

## 第1章 会員

### 第1条

会員はそれぞれ次の年会費を前納しなければならない。

- 1) 正会員 年額 8,000円
- 2) 学生会員 年額 3,000円
- 4) 賛助会員 年1口以上（1口 50,000円）
- 5) 名誉会員 会費納入を要しない

但し、入会年度時は、正会員4000円、学生会員1000円とする。学生会員は入会次年度から正会員扱いとする。但し、学生証のコピー提示の場合は学生会員として継続する。

第2条 正会員は、本会の事業に優先的に参加することができる。

（委員会および役員の分担）

第3条 本会に下記の委員会をおく。

- 1) 総務委員会
- 2) 財務委員会
- 3) 企画・運営委員会
- 4) 会員管理委員会
- 5) 出版委員会
- 6) 編集委員会
- 7) 広報委員会

2. 委員会には担当理事をおき担当事項を遂行する。

第4条 総務担当理事は総務委員会を組織し、次の事項を担当する。

- 1) 事業計画および事業報告のとりまとめに関する事
- 2) 諸規則の制定改廃に関する事
- 3) 各種の行事に関する事
- 4) その他総務関係業務に関する事

第5条 財務担当理事は財務委員会を組織し、次の事項を担当する。

- 1) 収支予算および収支決算に関する事
- 2) 財産目録ならびに貸借対照表に関する事
- 3) 資産の管理運用に関する事
- 4) その他会計関係業務に関する事

第6条 企画・運営担当理事は企画・運営委員会を組織し、次の事項を担当する。

- 1) 年会、研修会などの企画運営に関する事
- 2) その他学術的事業の企画運営に関する事

第7条 会員管理担当理事は会員管理委員会を組織し、次の事項を担当する。

- 1) 会員管理および会員拡充に関する事
- 2) 会員名簿の編集発行に関する事
- 3) その他会員管理に関する事

第8条 出版担当理事は出版委員会を組織し、次の事項を担当する。

- 1) 会報の編集発行に関する事
- 2) その他学術的出版物の編集発行に関する事

第9条 編集担当理事は編集委員会を組織し、次の事項を担当する。

- 1) 会誌アプライド・セラピューティクスの編集発行に関する事
- 2) 会員投稿の査読に関する事
- 3) その他会誌の編集に関する事

第10条 広報担当理事は広報委員会を組織し、次の事項を担当する。

- 1) 事業内容等の広報に関する事
- 2) 内外の関連機関との交流等に関する事
- 3) その他広報に関する事

2009年4月25日 制定

2013年7月28日 改訂

2019年6月1日 改訂